

やまゆりホーム感染症対策指針
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針)

令和6年4月1日策定

1. 目的

入所者・利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理また感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、入所者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

なお、対策は入所者・利用者、職員を守るものであり、入所者・利用者を困らせるものであってはならないことを観点とし堅持する。

2. 基本方針

- (1) 施設長をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、やかに全職員に周知徹底させる。

3. 対策を実施する主な感染症

- (1) インフルエンザウイルス
- (2) 新型コロナウイルス感染症
- (3) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- (4) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- (5) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- (6) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- (7) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- (8) その他の感染症

4. 基本方針を達成するための取組み

- (1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。

- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、また 嘱託医からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルにのっとり、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、入所者・利用者へ感染させないように努める。
- (3) 職員に感染症の症状が認められた際は やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、入所者・利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに のっとり対応を行い、他の入所者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- (4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については やかに全職員へ 周知させる。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

5. 委員会の設置

基本方針を達成するため、やまゆりホームに以下のように感染症対策委員会を設置する。ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、医師、専門家の参画や部単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数を変更することができる。また、保健所等に助言を仰ぐこともできる。

(1) 委員会の構成職員

- ・施設長（施設全体の管理責任者）
- ・事務長（施設全体の管理責任補佐）
- ・生活相談員（情報収集および関係機関との連携）
- ・栄養士（食事・食品衛生面の管理）
- ・施設ケアマネージャー（計画立案）
- ・介護職員（日常的な支援・ケアの現場の管理）
- ・看護職員（医療・看護面の管理） ※感染症対策担当者
- ・通所主任（通所介護における対策責任者）
- ・居宅管理者（居宅における対策責任者）

※感染症対策担当者は、看護師をもってあて、施設内の感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止対策のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染症対策担当者は介護業務との兼務を可とする。

(2) 開催頻度

基本的に定例会として月1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(3) 検討内容

- ①施設内感染症対策の立案・検証・修正
- ②各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

(1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」「新型コロナウイルス感染症」についてはそのマニュアルごとの対策を確実に実施する。

また、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対策についても、必要であればマニュアルの整備を行う。

(2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入所者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

7. 感染症予防の徹底（平常時の衛生管理）

インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス感染症等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

- ①出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前後の検温
- ②勤務中のマスク着用
- ③1ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ワクチン接種

(2) 入所者・利用者への呼びかけ

入所者・利用者へも感染症予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② 生活介護、短期入所における利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③ 利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時の短期入所の利用中止
- ⑤ ワクチン接種

(3) ご家族及び来園者への呼びかけ

- ① 入館時の手指消毒・マスク着用
- ② 体調不良時の入館制限

8. 感染症まん延防止の徹底（感染症発生時の対応）

職員又は入所者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 発生状況の把握

(2) 感染拡大の防止

- ・ 職員の規定された日数の出勤停止
- ・ 短期入所の利用者の規定された日数の利用停止 等

(3) 嘱託医や協力医療機関、保健所、市町村の関係機関との連携と必要あるときの協力依頼

(4) 医療処置

(5) 行政への報告

9. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

(1) 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認を目的に年2回以上（通所・居宅に関しては年1回以上）の研修、年2回以上（通所・居宅に関しては年1回以上）の訓練を実施する。また、新規採用者には、採用時に研修を行う。

(2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識 普及・啓発を促す。

(3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

10. 指針の閲覧

本指針は入所者・利用者及び家族等が希望した場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

11. その他

(1) 入所・利用予定者の感染症について

一定の場合を除き、入所予定者または利用者予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針等の見直し

本指針及び関連するマニュアル等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則 この指針は令和6年4月1日より施行する。